

鳥取県発注建設工事における若手優良技術者表彰要領

(目的)

第1条

この要領は、高齢化と若手入職者の減少が著しい建設業界において、若手技術者の意欲や地位の向上を図り、建設業全体の活性化に資することを目的とする。

(表彰基準等)

第2条

- 1 鳥取県の優良建設工事として表彰される工事成績(基準点以上)を収めた工事を対象とする。
- 2 対象工事について、契約年度の4月1日時点で、35歳以下の配置技術者とする。
- 3 表彰は1人1回限りとし、過去に本表彰を受賞していない技術者であること。

(表彰の決定)

第3条

- 1 県土整備部長は、前条の規定により選定された建設工事について、第2条に規定する表彰基準等の要件を満たしていることを確認の上、被表彰者を選定して各所管部長に報告する。
- 2 各所管部長は、県土整備部長の選定結果を受けて被表彰者を決定し、表彰する。

(表彰の取消)

第4条

- 1 前条の決定の日から表彰の日までに、建設業法違反等による行政処分又は資格停止等を受けて、対象となる優良建設工事表彰の決定が取り消された場合は、各所管部長は前条の決定を取り消すものとする。
- 2 被表彰者について、表彰決定の日から表彰の日までに表彰に不適格と思われる事項が判明した場合、各所管部長は前条の決定を取り消すものとする。

(雑則)

第5条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行する。